

草加市教育委員会会議録

令和 3 年第 1 回定例会

令和3年草加市教育委員会第1回定例会

令和3年1月21日（木）午前9時から
教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル4階）

○議 題

- 第1号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
第2号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について
-

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子
委 員	川 井 か す み
委 員	山 本 好 一 郎

○説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	河 野 健
教育総務部副部長	福 島 博 行
学 務 課 長	菅 野 光 三
教育支援室長	坂 本 拓 也

○事務局

山 岸 亮

○傍聴人 0人

午前9時 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、令和3年教育委員会第1回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から、前回会議録の朗読をお願いいたします。

———— 前回会議録の朗読 ————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

（「ありません」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日は、報告が2件となっております。

なお、委員さんの中で議題以外の教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第1号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 初めに、教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

それでは、第1号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 令和2年12月の県費負担教職員の人事についてご報告いたします。

育児休業が、小学校教諭1件、中学校教諭3件でございます。取得したのは全員女性でございます。

発令につきましては、産休代員が小学校教諭1件、任期付教職員が小学校教諭1件、中学校

教諭3件でございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○山本好一郎委員 10月の発令段階で、育休代員の未配置が3人いるというお話でしたが、その後、この未配置の分はどのような状況になっていますか。

○説明員 様々な形で募集あるいは大学にも連絡をさせていただいていますが、配置できていない状況でございます。

○山本好一郎委員 学校の支障がないように、十分な支援をしてあげていただきたいと思います。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第1号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第1号報告については、承認いたします。

◎第2号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

それでは、第2号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告をさせていただきます。

1月12日に実施いたしました第6回草加市障害児就学支援委員会の審議の結果を受けての報告でございます。

初めに、諮問事項(1)、障がいがあると思われる児童生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

特別な教育措置1、今回の調査依頼人数、調査実施人数は21人で行いました。障がいの種類の判断は、「知的障害」が6人、「情緒障害等」が15人で行いました。

障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、「知的障害」の6人のうち、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」が5人、「知的障害特別支援学校で指導

することが望ましい」が1人との判断でございました。

「情緒障害等」の中では、「通級指導教室での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい」が3人、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」が12人でした。

次に、特別な教育措置2、通級による指導ことば・きこえの判断結果でございます。今回の調査依頼人数、調査実施人数は10人でした。ことばに障がいがあると思われる児童も10人でした。

障がいの種類の判断は、「構音障害」が8人、「吃音」が1人、「他障がい」が1人でした。

障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、「要観察」が3人、「要相談」が1人、「要指導」が5人、「要診断」が1人でした。

続きまして、諮問事項(2)、障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

今回の調査依頼人数、調査実施人数は23人でした。障がいの種類の判断は、「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」が2人、「知的障害」が1人、「情緒障害等」が19人、「肢体不自由」が1人でした。

障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」の2人は、「通常学級で観察指導することが望ましい」との判断でございました。「知的障害」の1人は、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」との判断でございました。「情緒障害等」の中では、「通常学級で観察指導することが望ましい」が1人、「教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい」が2人、「通級指導教室での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい」が6人、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」が9人、「知的障害の特別支援学校で指導することが望ましい」が1人との判断でございました。「肢体不自由」の1人は、「肢体不自由の特別支援学校で指導することが望ましい」との判断でございました。

次に、特別な教育措置2、通級による指導ことば・きこえの判断結果でございます。今回の調査依頼人数、調査実施人数は8人でした。ことばに障がいがあると思われる就学予定児も8人です。障がいの種類の判断は、8人全てが「構音障害」との判断でございました。障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、「要指導」が8人で

ございました。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○山本好一郎委員　2つ教えていただきたいのですが、8ページ目で「知的障害特別支援学校で指導することが望ましい」と判断が出ています。この児童は、これまでどのような経過で支援をされてきて、ここで特別支援学校という判断になったのか教えてください。

もう1点は、9ページ目で「要診断」とありますが、この「要診断」は、ケースとしては非常に稀なケースですか。というのは、教育的支援と言っている中で、医者には診断をしてくださいと読み取れるので、医者の診断を受けて、またことばの教室で何か支援していくのでしょうか。

○説明員　まず知的障害と判断された児童ですが、特別支援学校で指導するのが望ましいと判断が出ました。この児童は、これまでに千葉県立市川特別支援学校に在籍されていて、3学期に転入されました。千葉県から埼玉県に転入ということで、本市で判断をさせていただいたところです。ただし、3学期間だけは地元の学校で3か月学ばせたいという意向がありまして、地元の学校に在籍をしています。6年生ですので、中学校から、埼玉県立草加かがやき特別支援学校に入学される予定です。

次に、ことばの「要診断」でございますが、この判断についてはまれでございます。この子どもについては、ことばの教室で相談会を行ったところ、ことばについても課題はあったのですが、それよりも前に、口を少し空けていてよだれが出てしまう様子が見られるということで、ことばの指導よりも先に医療的な面での課題がないかということで、一度、保護者には医療機関にかかっていただいて様子を見てくださいと案内をしております。ことばについても課題がございまして、教育支援室に言語聴覚士もおりますので、フォローしながら医療の方も並行するというので、まずは要診断という判断をさせていただいているところでございます。

○小澤尚久教育長職務代理者　先ほどの子どもも含めて、特別支援学校の判断が3人ほど出ています。特別支援学校に入学するためには少し早めにいろいろな手続等が必要になってくると思いますが、その手順について、教えていただければと思います。また、この時期で、先ほどの転入の方は分かりましたが、残りの2人も支障なく入学等できるか、その辺についても併せて教えてください。

○説明員　特別支援学校に入学するには、まず市の就学支援委員会の判断が必要でございます。

その後、保護者の意向等も確認しながら就学するかどうかを判断して決定していきます。県立学校でございますので、次に県の方での資料等の受理会がございます。この受理会で県が資料を受理し、それと同時に、特別支援学校にも資料をお渡しして、この子が入学できるかどうかということで判断をしていただくということになっております。

受理会は11月の終わりに毎年行っておりますが、それに間に合わないお子様につきましては追加相談ということで、県で受理をしていただいております。どのお子様も4月からの入学に向けて相談をしていただいて、追加で滞りなく入学できるように進めているところでございます。

◎その他

○高木宏幸教育長 それでは、その他の報告がありましたら、お願いします。

○教育総務部長 ございません。

○高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いします。

○教育総務部長 次回の教育委員会ですが、第2回定例会を2月4日木曜日、時間ですが本日より同じ午前9時から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

午前9時15分閉会